


監査報告書


2021（令和3）年5月26日

学校法人 関西文理総合学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 仁連孝昭 

監事 川崎和彦 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人関西文理総合学園寄附行為第34条の規程に基づく監査報告を行うため、学校法人関西文理総合学園の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を開覧するとともに公認会計士と連携し、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人関西文理総合学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況については、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることを認める。

以上